

埼玉県伝統工芸モデル工場整備促進事業実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この事業は、埼玉県伝統工芸モデル工場を指定することにより、本県の代表的伝統的手工芸品の製作工程等を公開し、広く県民の伝統的手工芸品に対する理解の促進を図り、もって個性ある地域産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 伝統的手工芸品

埼玉県伝統的手工芸品産業振興対策要綱（昭和53年4月制定）に基づき、指定を受けた伝統的手工芸品をいう。

(2) 埼玉県伝統工芸モデル工場

この要綱に基づいて、伝統的手工芸品の製作工程等を公開する中小企業者の事業所をいう。

(3) モデル事業者

埼玉県伝統工芸モデル工場を経営する中小企業者をいう。

(事業)

第3条 モデル事業者は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 埼玉県伝統工芸モデル工場における伝統的手工芸品の製作工程等の公開

(2) 伝統的工芸品に関する情報提供

(3) 伝統的手工芸品に対する触れ合い体験の促進

(4) 伝統的手工芸品の普及

(5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

第2章 埼玉県伝統工芸モデル工場の指定

第1節 埼玉県伝統工芸モデル工場

(埼玉県伝統工芸モデル工場の募集及び指定)

第4条 知事は、県内に事業所を有し、伝統的手工芸品を製造する中小企業者からモデル工場を募集し、その指定を行うものとする。

2 前項の指定を受けようとする者は、知事に対して埼玉県伝統工芸モデル工場指定申請書に必要書類を添えて申請しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、埼玉県伝統工芸モデル工場の募集及び指定に関し必要な事項は別に知事が定める。

(埼玉県伝統工芸モデル工場の要件)

第5条 前条第1項の指定を受けようとする者は、次の要件を具備する者でなければならない。

(1) 埼玉県伝統的手工芸品産業振興対策要綱（昭和53年4月制定）に基づく指定を受けた伝統的手工芸品の製造を主たる事業としている事業者であること。

(2) 伝統的手工芸品産業の育成、発展に熱意があり、かつ、製作工程等の公開ができること。

(3) モデル事業者が、伝統的手工芸品産業の産地組合の構成員であること。ただし、知事が認める場合は、この限りでない。

(4) モデル事業者が、本事業の趣旨を理解し、かつ、協力的であること。

(指定期間)

第6条 埼玉県伝統工芸モデル工場の指定期間は、知事が指定した日から5年間（終期は、5年目の日を含む会計年度の末日まで）以内とする。

2 指定期間が満了した場合においても、再指定はさまたげないものとする。なお、期間は5年間とする。

(状況報告)

第7条 モデル事業者は、知事の要求があったときは、埼玉県伝統工芸モデル工場の公開等の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

第2節 埼玉県伝統工芸モデル工場の義務

(モデル事業者の義務)

第8条 モデル事業者は、伝統的手工芸品に係る情報の提供、後継者の育成等を積極的に推進し、伝統的手工芸品産業の発展に努めるものとする。

2 埼玉県伝統工芸モデル工場の公開の日時等は、モデル事業者の事業の遂行に差しつかえない範囲で、できるだけ見学者の希望に沿うよう努めるものとする。

第3節 指定解除

(埼玉県伝統工芸モデル工場の指定解除)

第9条 知事は、埼玉県伝統工芸モデル工場が次の各号の一に該当するときは、指定（再指定も含む）を解除することができる。

- (1) モデル事業者から指定解除の申し出があったとき。
- (2) モデル事業者が理由なく伝統的手工芸品の製作工程等を公開しないとき。
- (3) モデル事業者が、伝統的手工芸品の生産を止めたとき。
- (4) その他、埼玉県伝統工芸モデル工場としてふさわしくないと認められるとき。

第3章 その他整備事業

(情報の提供)

第10条 知事は、県民に対し、埼玉県伝統工芸モデル工場に関する情報を広く提供するものとする。

第4章 雑 則

(定めのない事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成4年3月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年12月25日から施行する。